



No. 3

令和3年12月

発行：下妻市教育委員会生涯学習課

下妻市鬼怒 230 TEL0296-45-8995

家庭教育だより

子育て応援団

～児童虐待は社会全体でかかわり、解決していくべき問題です～

厚生労働省では、家庭や学校、地域等の社会全般にわたり、児童虐待問題に対する深い関心と理解を得ることができるよう、児童虐待防止の広報・啓発活動などの取組を実施しています。

現在、児童相談所の児童虐待相談件数は増加する一方です。子ども虐待の防止は、児童相談所や市町村などの公的機関だけが行えるものではありません。私たち一人一人が子ども虐待について正しく理解し、子育てにやさしい社会を築くことが児童虐待防止につながります。



児童虐待による死亡事例は年間 70 件※を超えています。

※子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第17次報告）

年間 70 件以上、単純計算すると：5 日間に 1 人の子どもが命を落としていることになります。

児童虐待とは

- 身体的虐待：殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせるなど
- ネグレクト：家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かないなど
- 性的虐待：子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど
- 心理的虐待：言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（面前DV）など



子どもや保護者のこんなサインを見落としていませんか？

子どもについて

- ◇いつも子どもの泣き叫ぶ声や保護者の怒鳴り声がある
- ◇不自然な傷や打撲のあとがある
- ◇衣類やからだがいいつも汚れている
- ◇表情が乏しい、活気がない
- ◇夜遅くまで一人で遊んでいる



保護者について

- ◇地域などと交流が少なく孤立している
- ◇小さい子どもを家においたまま外出している
- ◇子どもの養育に関して拒否的、無関心である
- ◇子どものけがについて不自然な説明をする



児童虐待をなくすために～あなたにもできること～

- ①自分が暮らす地域に目を向けてください。
- ②積極的に親や子どもにあいさつをしてあげてください。
- ③不安を感じてそうな人がいたら声をかけてあげてください。
- ④虐待かも？と心配な時は連絡してください。



【児童虐待に関する相談】

いばらき虐待ホットライン

0293-22-0293

児童相談所全国共通

189

※お住いの地域の児童相談所に繋がります。



児童虐待の防止等に関する法律

【第六条】児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。